

長崎市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会 会則

(名称)

第1条 本会を長崎市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を会長の指定場所に設置する。

(目的)

第3条 本会は加盟団体相互に提携協力により私立幼稚園、認定こども園の教育の振興を図り幼児の幸福の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 国、県、市に対して私立幼稚園・認定こども園教育振興に関する助成金、奨励金等の増額促進運動に関する事業。
- ② 幼児教育に関する、講演会、興行等の主催及び共催事業。
- ③ 広報機関事業として長崎県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会の広報事業に提携協力する。
- ④ その他必要なる事業。

(組織)

第5条 本会は長崎市及びその周辺の私立幼稚園、認定こども園及びそこに組織されているPTA、母の会・保護者会・育成会等をもって組織する。

(役員及び任期)

第6条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1名 (保護者代表 1名)
- ② 副会長 3名 (保護者代表 2名 加盟園代表 1名)
- ③ 常任理事 12名 (保護者代表 8名 加盟園代表 4名)
- ④ 監事 2名 (保護者代表 1名 加盟園代表 1名)
- ⑤ 理事 各園2名(保護者代表 1名 園長 1名)

役員任期は1年とし再任を妨げない。

会長、副会長、常任理事、監事は理事会において選出し、常任理事会を構成する。

常任理事会の構成員は、保護者代表12名、加盟園代表6名とする。

常任理事会の承認を得て、相談役として前年度役員を置くことができる。

(運営)

第7条 本会の運営は常任理事会において行い、必要に応じて会長これを召集する。

- ① 会長は会を代表し総括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- ③ 監事は会計の監査にあたる。
- ④ 会の運営上特に必要なる事項は、常任理事会において定める。
- ⑤ 本会の総会は理事をもって構成する。
- ⑥ 総会は年1回開催するものとし必要に応じて臨時総会を召集する事ができる。その時期は常任理事会において定め、会長これを召集する。

第8条 本会に各種委員会を置くことができる。委員長は常任理事会において選出する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- ① 顧問は常任理事会の推薦により会長これを委嘱する。

(会計)

第10条 本会の会計は会員(加盟団体)の分担金、寄付金その他の収入をもってあてる。

- ① 加盟団体の分担金及び納入期日は常任理事会において定める。
- ② 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則)

第11条 本会の会則は常任理事会において審議し理事会において決定する。

附 則(愛情基金)

長崎市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会会員の自立自助連帯を基に、相互扶助の心の糧として会員総意により次のとおり決定した。

第1条 これを愛情基金と名称し、基金は広くその志ある人々の匿名寄付及び年次予算計上分でこれを運営する。

第2条 会計年度は一般会計と同一とするも、特別会計としてこれを取り扱うこととする

第3条 適用範囲については、長崎市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会会員である学園に就園するすべての園児を対象とし、①、②、③項により適用する。

- ① 就園児が在籍中に病気、事故等により1回の入院が5日以上(4泊5日)におよび、園長の証明書がある場合、下記のとおり見舞金を支給する。

適用期間は、就園が継続される限り、会計年度につき1人上限25,000円とする。

(但し、申請は退院後3ヶ月以内に届出のこと。また、当年度卒園児の申請受付は会計年度末の3月31日までとする。)

- (1) 5日以上 10,000円
- (2) 10日以上 15,000円
- (3) 20日以上 20,000円
- (4) 30日以上 25,000円

- ② 就園児が亡くなられた場合には、お供物料として30,000円を支給する。

(但し、申請は亡くなられてから3か月以内且つ、会計年度末の3月31日までに届出のこと。)

- ③ 支給については、当該園長より長崎市私立幼稚園・認定こども園PTA連合会会長宛に通知、申請により手続きし、PTA連合会常任理事会で承認する。

第4条 愛情基金適用開始時期は、昭和51年10月1日以降とする。

平成21年4月1日改正、施行、平成28年4月1日改正、施行、
平成29年4月1日改正、施行、平成30年4月1日改正、施行、
平成31年4月1日改正、施行、令和2年4月1日改正、施行、
令和7年5月22日改正、施行、

付帯事項

その適用範囲の拡大、相互補助額の増額等については、各年度会員の努力と、行政当局への働きかけにより、その必要額に近づけることとする。また、附則では判断しかねる申請があった場合は、PTA連合会常任理事会にて審議を行うこととする。

愛情基金についての確認事項

<申請について>

- ① 申請は、退院後3ヶ月以内に行う。
- ② 申請書の口座名義人には、必ずふりがなを記入する。

<支給の確認>

お見舞金が支給されたことを確認後、受領書に保護者様の受領印、をご捺印のうえ速やかに提出いただきますようお願いいたします。